

5 経済産業省の支援策

(5) 経済産業省の支援策

目次

経済産業省の支援策

5-1 支援策の全体像

5-2 標準化活用支援パートナーシップ制度

5-3 日本規格協会の標準化サポート

5-4 新市場創造型標準化制度

5-5 規格開発予算制度

5-1 支援策の全体像

経済産業省は、現時点で以下の支援策を実施している。

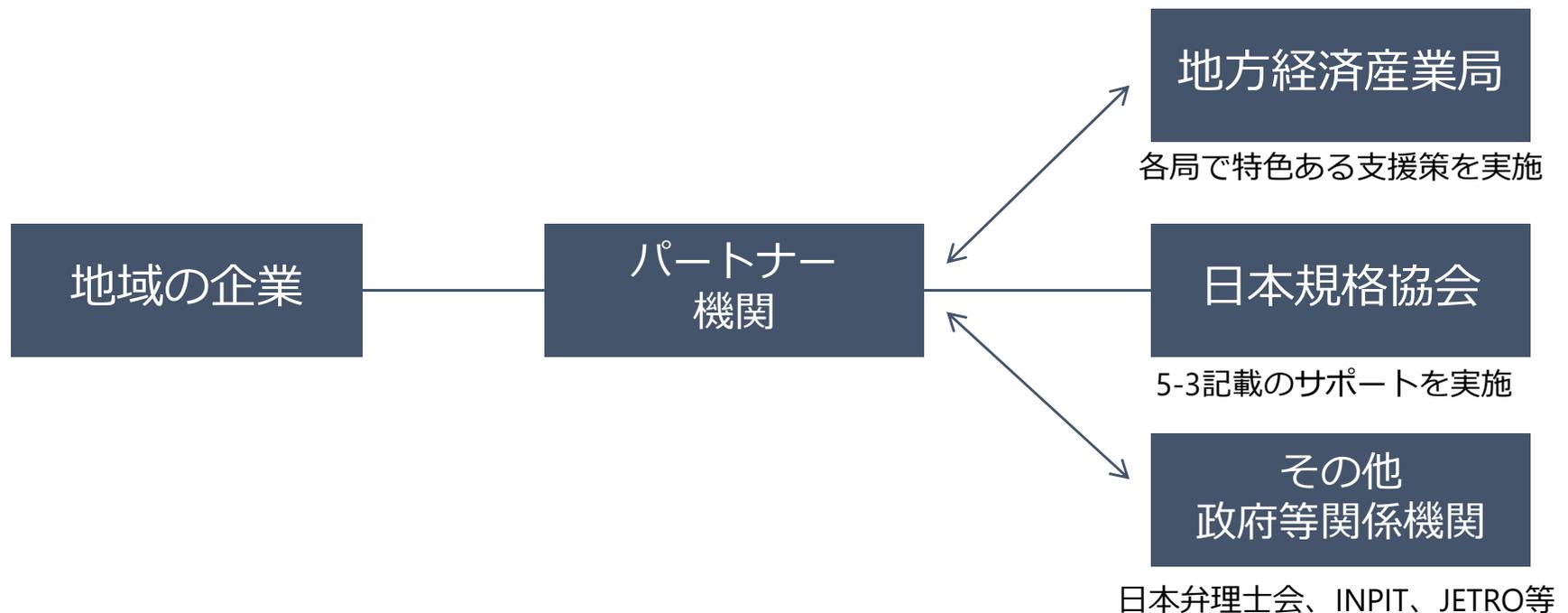
いずれの支援策も、デジュール標準（JIS・ISO・IEC）を対象としている点に注意

フェーズ	支援策	内容
戦略構築段階	標準化活用支援パートナーシップ制度	企業にとって身近な地域金融機関、大学・公的研究機関等が「パートナー機関」として標準化相談の窓口となる
	日本規格協会の標準化サポート	日本規格協会の「標準化ビジネス戦略検討委員会」や「標準化アドバイザー」より、無料で規格開発のアドバイスを実施する
規格開発段階	新市場創造型標準化制度	既存の業界団体等では対応が出来ない、複数の関係団体に跨がる融合技術や特定企業が保有する先端技術に関する規格開発を可能とする制度
	規格開発予算	経済産業省の政策として特に推進する分野の規格開発を、政府の委託事業として支援する

5-2 標準化活用支援パートナーシップ制度

本制度は、経済産業省に「パートナー機関」として登録された自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等が、地域の企業の標準化相談の窓口となるもの。

パートナー機関は、地方経済産業局、日本規格協会等と連携して、地域の企業の標準化活動をサポートする。



※パートナー機関一覧は以下のサイトに掲載

経済産業省HP 「標準化活用支援パートナーシップ制度」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/partner/index.html>

5-3 日本規格協会の標準化サポート

日本規格協会は、パートナー機関からの紹介案件や、自身の総合標準化相談室への相談案件に対して、①標準化ビジネス戦略の構築、②規格開発のサポート、③新市場創造型標準化制度の紹介とプロセス管理を実施している。

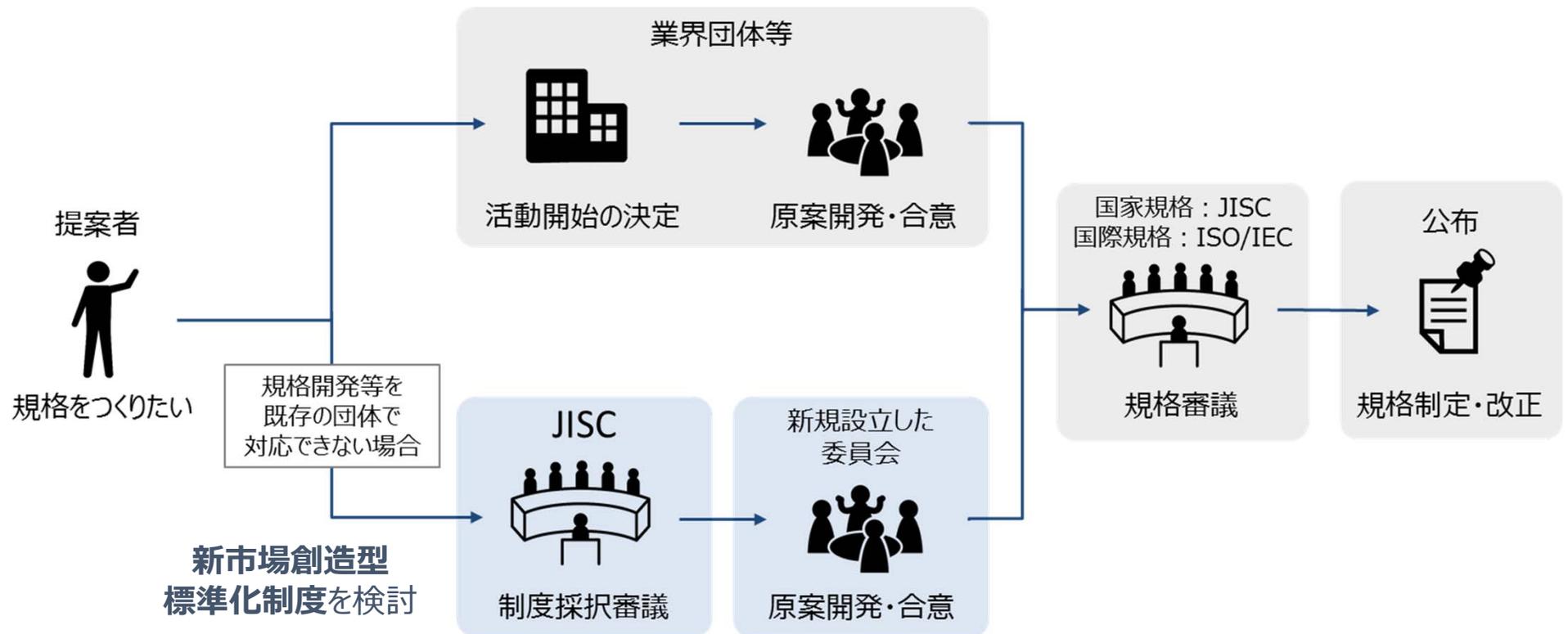
	支援	内容
1	標準化ビジネス戦略の構築	日本規格協会内の「標準化ビジネス戦略構築検討委員会」より、戦略構築のアドバイスを実施(※)
2	規格開発のサポート	日本規格協会に所属する「標準化アドバイザー」より、規格開発の方針や方法のアドバイスを実施
3	新市場創造型標準化制度の紹介とプロセス管理	新市場創造型標準化制度の紹介と、制度利用を検討している事業者のサポートを実施

※主に新市場創造型標準化制度の利用を検討している案件の助言を実施

5-4 新市場創造型標準化制度

「新市場創造型標準化制度」とは、既存の業界団体等では対応が出来ない、複数の関係団体に跨がる融合技術や特定企業が保有する先端技術に関する規格開発を可能とするため、原案作成委員会の新規設立を後押しする制度。

本制度を利用することで、業界団体等から積極的な協力が得られない場合でも規格制定に挑戦することが可能となる。



5-4 新市場創造型標準化制度 採択条件

- ① 標準化提案の内容が、新市場の創造や産業競争力の強化といった政策目的に合致すること。
- ② 標準化提案の内容が、JISとして、又は、ISO/IECにおける国際標準として適切に取り扱われるものであること。
- ③ 当該新技術等に関する団体が、以下のような場合により、原案作成委員会(JIS)又は国内審議団体(ISO/IEC)を引き受けることが困難であること。
 - ・ 制定しようとする規格の内容を扱う業界団体が存在しない場合
 - ・ 制定しようとする規格の内容を扱う業界団体は存在するが、その規格作成の検討が行われていない、行われる予定がない場合
 - ・ 制定しようとする規格の内容が複数の業界団体にまたがるため調整が困難な場合

【注意点】

- ・ 本制度は経済産業省が実施している制度であるため、制度の対象となる規格は、ISO/IECの場合は経済産業省専管・共管、JISの場合は経済産業省専管のものに限定される。

5-4 新市場創造型標準化制度 制度利用プロセス

1 事前相談	パートナー機関や、日本規格協会の「総合標準化相談室」に制度利用を相談
2 要件確認	日本規格協会の各種サポートを利用しつつ、①新市場創造型標準化制度の要件に適合するか、②そもそも本制度を用いて規格制定を目指すことで事業拡大効果が望めるかを検討
3 戦略構築	日本規格協会の各種サポートを利用しつつ、事業拡大効果を得るためには、何を、どのような形、どうやって標準化すべきか、具体的な戦略を検討
4 制度申請	日本規格協会へ依頼し、新市場創造型標準化制度の申請を実施
5 規格開発	制度採択後、原案作成委員会を新規で設立する。この後のプロセスは通常の規格開発と同じ。

5-4 新市場創造型標準化制度 注意点

新市場創造型標準化制度は、あくまで「新規の原案作成委員会の設立を後押しする制度」でしかない。

本制度に採択されたとしても、①既存の業界団体等に所属する競合他社等にも原案作成委員会への参加を打診しなければならない、②委員会でのコンセンサス等の必要なプロセスを経なければ規格制定を実現できない、③5-5に記載の規格開発予算を必ず利用できるわけではない等、通常の規格開発プロセスで求められる要件は免除されない点に注意が必要

新市場創造型標準化制度に採択されても
通常の規格開発プロセスで求められる要件は免除されない

競合他社等へ委員会への
参加の呼びかけ

委員会でのコンセンサス

規格開発予算の利用には
審査を通ることが必要

など

5-5 規格開発予算制度

経済産業省の政策として特に推進する分野の規格開発を、政府の委託事業として支援している。

規格開発実施の前年度の秋頃に、次年度に実施したい規格開発のテーマ募集を行う。規格開発予算を利用したい場合は、本募集に応募することが必要。

特に、新市場創造型標準化制度に採択された後、規格開発予算にも挑戦する場合は、同制度のプロセス管理をしている日本規格協会に相談し、日本規格協会から応募すること。

経済産業省の政策として特に推進する分野の例

ISO/IEC規格原案の開発・提案又はJIS原案の開発であって、以下のいずれかに該当し、標準開発・普及を通じて新市場創造、イノベーション促進、我が国産業の競争力強化につながり、また、これらの対応への遅れが我が国全体の競争力低下や市場喪失につながる標準開発テーマ

- ✓ コロナ禍によるリモート化、非接触化、自動化などの社会変容への対応に必要な標準
- ✓ 先端技術や新たなサービス等に関するルール整備に必要な標準
- ✓ 安全・安心の確保や消費者保護のために規制に引用されるもの等、我が国社会・産業基盤の整備に資する標準
- ✓ モノやサービスをつなぐ社会システム等、異業種間連携等が必要であり、経済波及効果の大きい分野の標準
- ✓ 国連のSustainable Development Goalsとなっている分野（環境、防災等17分野）等、世界の課題解決に資する分野の標準
- ✓ 我が国の中堅・中小企業等が保有する優れた技術・製品に関する標準

※正確な対象分野は、テーマ募集時に経済産業省HPより確認のこと

※採択テーマが想定より少ない場合は、予算執行年度の夏以降にも規格開発案件の募集を行う場合もある。